

定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

指 摘 事 項	指 摘 内 容	指 摘 事 項 に 対 す る 措 置 状 況	所 属
8 株式会社日本 保育サービス・児 童青少年課	令和2年8月の指定管理者の募集に当たって、募集要項及び業務要求水準書（以下「募集要項等」という。）において、自動ドア点検を含む7項目が建物維持管理における指定管理者の業務として記載されていたが、令和3年4月に締結された基本協定書においては、当該業務を区の業務範囲として記載していた。 また、年度ごとに指定管理者が提出している事業計画（以下「事業計画関係書」という。）においては、当該業務を指定管理者の業務として記載しており、実際の業務も指定管理者が行っていたため、基本協定書とそごが生じている。基本協定書、事業計画関係書、募集要項等の内容にそごが生じないよう速やかに現行の基本協定書の内容を是正されたい。	内容のそごについては、契約管財課と協議の上、指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、令和6年12月23日付2024文子支第2981号「文京区立千石児童館の管理に関する基本協定書の一部変更に係る覚書の締結について」により是正しました。 本件は、基本協定締結時に区と事業者双方において内容確認が不足したまま締結してしまったことから発生したものであり、指摘内容について事業者と共有するとともに、課として二度とこのようなことが起こらないよう、今後、注意してまいります。	教育推進部 児童青少年課